

(採択された請願、陳情の処理経過)

請願第 4 号「三重県残土条例制定を求める件に関する請願書」 にかかる説明資料

1 有害物質や産業廃棄物が混入した土砂の埋立て等を規制する法令等の内容

① 土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康被害を防止するため、土壤汚染対策法では次のような場合に土壤調査を実施し、汚染が発見された場合は当該汚染土壤を適切に管理することが求められています。

- ・ 有害物質使用特定施設（※）の使用を廃止したとき
- ※有害物質使用特定施設…水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の特定施設であって、特定有害物質をその施設において、製造し、使用し、又は処理するもの
- ・ 一定規模（3, 0 0 0 m²）以上の土地の形質変更時で土壤汚染のおそれがあるとき
- ・ その他、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとき

② 三重県生活環境の保全に関する条例

土壤汚染対策法を補完するため、土壤調査の実施を義務付ける範囲の拡充を図り、土壤汚染の発生を早期に把握し対策を指導できる手続きを定めるとともに、自主的な土壤または地下水調査の結果、汚染が発見された場合の県への届出を義務付けています。

さらに、県外からの汚染土壤の搬入を事前に把握するため、汚染土壤を県内で処分する場合は県への届出を義務付けています。

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物が混入または混入のおそれのある残土は、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります。

- ・ 廃棄物混入土砂または廃棄物に該当すると判断される土壤改良材或いは改良土等（以下「土砂状廃棄物」という。）は、廃棄物処理法を適用
- ・ 土砂状廃棄物による土地造成等は、不法投棄に該当
- ・ 土砂状廃棄物に該当する疑いのある土砂等で埋め立てられている場所へは、立入検査が可能

④ 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（三重県産廃条例）

三重県産廃条例では、土地所有者が貸した土地等で産業廃棄物の不適正な処理を防止するため次のことを定めています。

- ・ 貸した土地の使用方法的確認
- ・ 不適正な処理を発見した場合の、借地人への中止の請求や知事への速やかな通報

2 他自治体での残土処分を規制する条例の制定状況（平成26年7月調査）

① 他自治体における条例制定の有無

都道府県	廃掃法・土対法政令市	合計
22 / 47	31 / 112	53 / 159

② 条例の制定目的（複数回答）

	都道府県	廃掃法・土対法 政令市	合計
災害防止（崩落防止）	15	25	40
土壤汚染防止	12	15	27
廃棄物不法投棄防止	8	8	16

その他の意見：無秩序な土砂等の堆積防止、生活環境の保全

③ 条例制定の背景（複数回答）

	都道府県	廃掃法・土対法 政令市	合計
土砂等大量持ち込み	9	17	26
廃棄物等の不法投棄	8	4	12
土砂の崩落災害	5	5	10

その他：土壤汚染

④ 条例の効果・影響等（複数回答）

	都道府県	廃掃法・土対 法政令市	合計
埋立場所の事前把握が可能となった	16	24	40
苦情・情報提供が増加した	3	7	10
埋立箇所、土砂搬入量が減少した	2	5	7
事務処理量、人件費が増加した	7	7	14

その他：工事着工を遅延（審査に時間を要するため）、無秩序な埋立防止による崩落等の災害抑止

⑤ 許可及び届出件数（平成25年度実績）

件数		都道府県	廃掃法・土対法政令市
許可	平均※	36件	9件
	最大	97件	75件
届出	平均※	667件	16件
	最大	2,335件	62件

※平均値は、平成25年度に許可及び届出実績があった自治体による平均値

3 他自治体へのヒアリング

① ヒアリングの目的と選定理由

残土条例制定の経緯や、運用状況等を確認するため、他自治体へのヒアリングを実施しました。

ヒアリング先は、次のような理由により7県・市を選定し実施しました。

- ・立入件数・届出件数の多い自治体
- ・最も早くから残土条例を制定している自治体
- ・県条例が無く市町が独自に条例を制定している自治体
- ・県の残土条例を補完するため市町が独自に残土条例を制定している2自治体
- ・残土条例の制定を検討している自治体
- ・残土条例を制定しているが廃棄物最終処分場に大量の残土が持ち込まれた自治体

② ヒアリング結果

他自治体へのヒアリング結果は別紙のとおりです。

4 残土に関係する県所管法令等

① 土地の改変等を規制する法令

農林水産部	砂利採取法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、森林法、三重県立自然公園条例、三重県自然環境保全条例
県土整備部	河川法、海岸法、港湾法、採石法、砂利採取法、都市計画法、景観法、三重県土採取条例、三重県砂防指定地管理条例、三重県都市公園条例、三重県景観づくり条例、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則

② 主な規制法令と規制対象区域

規制法令	規制対象	県総面積に対する割合 (%)
農地法	農地	10.6
森林法	保安林	19.7
自然公園法、 三重県立自然公園条例	自然公園	34.9

※ 県内全域の行為を対象としている法令として、都市計画法、砂利採取法、三重県土採取規制条例がある。

規制法令	規制対象	箇所数	県総面積に対する割合 (%)
地すべり等防止法	地すべり防止区域	25	0.1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域	733	0.2
砂防指定地管理条例	砂防指定地	1,434	13.9

③ 法令ごとの申請件数

規制法令	平成24年度	平成25年度
河川法	967	981
農地法	249	286
三重県砂防指定管理条例	255	222
都市計画法	185	179
森林法	132	165
自然公園法	141	131
その他	184	178
合計	2,113	2,142

④ 公共工事における残土利用状況

- ・農林水産部：6件（平成26年度）
- ・地域連携部：1件（平成26年度）
- ・県土整備部：平成25年度に残土の発生・利用する可能性のある工事が、副産物情報交換システムに1,200件登録。

※国・県・市町の発注する公共事業における残土の利用については、建設発生土情報交換システムが構築されており、県、市町が残土の発生と利用の調整を図っています。

5 残土に関する国の取組状況

建設副産物の発生抑制・再資源化・再生利用・適正処理の一層の推進を図るために建設リサイクル推進計画（国土交通省 平成26年9月1日改定）が定められています。

同推進計画では、平成30年度での建設発生土有効利用率80%を目標に建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化のために次の重点施策が進められています。

- ・建設発生土の官民一体的なマッチング強化
- ・内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
- ・内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進
- ・自然由来の重金属等を含む土砂等を適正に評価した場合の安全性の一般市民への理解促進

6 県内の残土処分状況等

残土の処分状況を把握するために、県庁内関連部局（県土整備部、農林水産部、企業庁、環境生活部）に対して実態調査を実施した結果は下記のとおりでした。（平成24年度～26年度の状況）

① 工事（公共工事）で発生する残土の処分場所の確認状況

	確認している処分場所の件数
県土整備部関係	448
農林水産部関係	261
企業庁関係	72

- ・県土整備部関係については平成26年度のみ状況
- ・何れについても処分場所の土地所有者の承諾を得たうえで残土処分が行われていた。

② ①の処分場所以外の残土処分場所に係る情報の確認状況

	確認している処分場所の件数
県土整備部関係	0
農林水産部関係	3
企業庁関係	0
計	3

- ・確認していると報告のあった3件は、何れも砂利採取法に基づく許可事業において埋戻しに残土を利用したもの。

③ 土砂の不適切な堆積等により苦情等があった事案の確認状況

	確認している処分場所の件数
県土整備部関係	2
農林水産部関係	0
企業庁関係	0
環境生活部関係	71
計	73

- ・県土整備部から報告のあった2件は、伊賀市内の事案（砂防指定地における無許可造成事案）および尾鷲市内の事案（残土による造成が原因で濁水苦情がある事案）。
- ・環境生活部から報告があった71件は、廃棄物の混入が問題となった事案が65件、廃棄物混入以外の事案が6件（粉じん発生3件、不良改良土等の問題3件）。

7 今後の方針

これまで環境生活部において廃棄物の不適正な処理等の事案として対応してきたものの以外で、土砂の堆積等により問題となっている事案の確認は1件にとどまっております。

他自治体においても条例は近隣からの土砂の大量持込みや崩落事故を防止するために制定されていることや廃棄物の混入が疑われるような事案については廃棄物処理法に基づき対応していること、国においても建設リサイクル推進計画が改定され建設発生土の受入先把握の推進が位置付けられたことから、県内において直ちに条例制定により残土の処理等に関して新たな規制が必要な状況ではないと考えられます。

しかしながら、残土と称して廃棄物の不適正な処理等も依然としてあることから、不法投棄等の早期発見の機会を広げるため、県民向けのラジオCMや街頭啓発の実施に加え、事業者等との情報提供協定や地域のパトロール活動団体への支援の拡充など、更なる取組の強化を図ります。

なお、県土整備部等の土地の改変等を規制する法令を所管する部局に対しては、不適正な残土処分を早期に把握して未然に防止する体制をとっていますが、改めて依頼文を発出し再周知と連携強化を図りました。

また、残土の処理の実態を引き続き把握するため、残土処理場の場所等の調査を継続し、必要に応じて現地の確認等を行っていくこととします。

自治体ヒアリング結果

自治体名	条例制定の背景	条例の目的	組織体制	担当部局	条例制定の効果等
A 県	過度な土砂の堆積により、崩落事故が発生したことから、県条例により土砂の搬入を規制	災害防止(崩落防止)	県庁：5名 地域事務所：7か所 担当4～10名 (他法令事務も兼務)	廃棄物部局	・無秩序な土砂の堆積の抑止になっている（A県、B県、G県） ・住民の監視の目が厳しくなった（A県、B県） ・無秩序な堆積につながらないような事業についても規制をかけてしまっている（A県、D市、E市） ・事務手続きや事業者の監視指導に係る人員が不足しており、職員の負担が大きい（B県、C市、D市、E市） ・許可業者による大規模な不適正事案が発生し、更なる規制強化が必要となった（C市） ・残土への廃棄物混入事案については廃棄物処理法で対応しており、残土条例で対応した事例は無い（A県、B県、C市、D市、E市、G県） ・残土の不適正な処理が問題となっている地域は、県下の一部に限られており、条例制定により県下全域を規制する必要があるのか慎重に検討を進めている（F県） ・条例の適用除外地で土砂の大量堆積事案が発生した（G県）
B 県	地形的になだらかなため、県内の広範囲で無秩序な堆積が頻発していたことから、県条例により土砂の搬入を規制	土壌汚染防止 災害防止(崩落防止)	県庁：6名 地域事務所：10か所 担当1～2名	廃棄物部局	
C 市	バイパス無料化に伴い、関西方面からのアクセスが良くなり、市内に大量の土砂が運び込まれるようになったことから、市の条例により土砂の搬入を規制	土壌汚染防止 災害防止(崩落防止) 廃棄物等不法投棄防止	本庁：3名	廃棄物部局	
D 市	特定の地区において、他県（関西方面）から海路で運び込まれた大量の残土による埋立事案が発生し、問題化したことから、市の条例により土砂の搬入を規制	災害防止(崩落防止)	本庁：9名 (他法令事務も兼務)	開発部局	
E 市	他県（関西方面）から海路で土砂を搬入し、市内で処分しようとする事案が多く発生したことから、市の条例により土砂の搬入を規制	災害防止(崩落防止)	本庁：3名	開発部局	
F 県	一部の残土条例制定市からの要望により、現在、県での残土条例制定について検討			廃棄物部局	
G 県	森林法違反の崩落のおそれのある建設残土の埋立問題が発生し、県が行政代執行を講じた事例の発生	災害防止(崩落防止)	本庁：4名（林地開発兼務） 地域事務所：6か所 担当1名	農林部局	

※D市、E市については、以前から土砂採取条例の中で、土砂の堆積についても規制されていたが、残土の問題に対応するため条例改正したときの背景である。

※監視・指導業務は、各自治体とも廃棄物のパトロールと合わせて行っている。

※F県については、残土条例の制定を検討している自治体である。